

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3の規定に基づき、稚内市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

令和3年4月1日 現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数 (人)	構成比 (%)	内 訳		職制上の段階		
				職 名	人数	人数 (人)	構成比 (%)	段階
1	定型的な業務を行う職員の職務	49	16.4%	主事	41	175	58.7%	係員級
				技師	8			
				その他	0			
				計	49			
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	52	17.4%	主事	41	175	58.7%	係員級
				技師	11			
				その他	0			
				計	52			
3	主任の職務	72	24.2%	主任	72	75	25.2%	係長級
				計	72			
4	(1) 上席主査の職務 (2) 主査及び副主査の職務 (3) 特に困難な業務を処理する主任の職務	77	25.8%	特に困難な業務を 処理する主任	2	75	25.2%	係長級
				主査・副主査	75			
				上席主査	0			
				計	77			
5	課長及び主幹の職務	39	13.1%	課長	25	39	13.1%	課長級
				主幹	9			
				その他	5			
				計	39			
6	副部長及び監の職務	3	1.0%	副部長	2	3	1.0%	副部長級
				監	1			
				その他	0			
				計	3			
7	部長の職務	6	2.0%	部長	4	6	2.0%	部長級
				事務局長	2			
				その他	0			
				計	6			
	合計	298	100.0%		298	298	100.0%	